

OPOS 技術協議会 仕様書の改定に関する細則

(仕様書の構成)

- 第 1 条 仕様書の履歴に関しては、3 階層の数字をもって管理を行う。
 - 2 項 1 階層目は、仕様全体にわたる大規模な改変が行われた場合に変更される。
 - 3 項 2 階層目は、仕様全体に影響を及ぼさない追加や変更が行われた場合に変更される。
 - 4 項 3 階層目は、仕様全体に影響を及ぼさない修正が行われた場合に変更される。

(仕様書改定の決議)

- 第 2 条 前条第 2 項にて定める仕様書の変更に関しては、総会による決議を要する。
 - 2 項 前条第 3 項および第 4 項にて定める仕様書の変更に関しては、幹事会の承認を要する。
 - 3 項 前項の場合、幹事会は、変更の行われた内容を全会員に対して速やかに周知しなければならない。